

別記様式第1号(第四関係)

沼津市内浦・西浦地区活性化計画

沼津市・静岡県

平成24年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | |
|-------|-----------------|----------|---------------|
| 計画の名称 | 沼津市内浦・西浦地区活性化計画 | | |
| 都道府県名 | 静岡県 | 市町村名 | 沼津市 |
| | | 地区名(※1) | 内浦・西浦地区 |
| | | 計画期間(※2) | 平成24年度～平成26年度 |

目 標 : (※3)

地域産業である漁業と、地域資源であるきれいな海を活用した観光業を組合せることにより、都市住民との地域間交流を促進し、当地区の活性化を目指す。具体的には、地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)を整備することで、当地区で水揚げされた鮮魚を活用し、水産物の販売及び食材の提供を行い、都市住民に漁業集落ならではの魅力を積極的にPRし、6次産業化を促進するとともに、当地区は駿河湾の最奥部に位置し、風やうねり等の影響を受けにくいため波浪が穏やかなことと、沖合いには日本で最北端に生息するエダミドリイシサンゴの自生地があることから、地域資源活用起業支援施設(ダイビング施設)を整備することで、ダイビングスポットとしての魅力を積極的にPRし、入込客数の増加を図り、交流人口を現在の平成21年から23年度の128,000人から、平成24年から26年には143,000人(プラス15,000人)とすることを旨とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

沼津市内浦・西浦地区は、市の南部地域の駿河湾最奥部に位置し、温暖な気候と風光明媚な地域で本市を代表する観光スポットであるとともに、豊かな駿河湾の水産資源による近海漁業や入り組んだ海岸線による静穏な海での養殖漁業などの水産業と、急峻ではあるが水はけが良く日当たりが良い自然環境を活用した温州みかんなどの生産を行う農業が盛んに営まれる、本市を代表する農水産物を生産する重要な地域である。また、海岸線延長は約22.9kmあり、景観に恵まれた美しい海岸線には、海水浴場やダイビングスポットをはじめとする様々な観光施設や海洋レジャースポットが点在しており、首都圏を中心に年間を通じて多くの観光客が訪れる地域である。

現状と課題

当該地区は、漁業や観光業などを中心としてきたが、水産資源の減少、販売価格・景気の低迷など相まって、地域産業従事者にとっては就労環境が極めて厳しい状況にある。また、高齢化や後継者不足が深刻であるため、地域間交流の促進を図ることで、地域産業の活性化と新たな就業機会を創出し、地域の活性化に繋げることが課題である。

今後の展開方向等(※4)

内浦漁港区域内に地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)を整備することで、当地区で水揚げされた水産物やそれを原料とした加工品の販売を拡大し、地域特産物の消費拡大に向けた取組みを行い、販路の拡大を図るとともに、漁業体験教室(養殖の現場体験、乗船体験、魚のさばき方教室、料理教室等)を実施することで、海や漁業に親しむ機会を提供し、魚食の普及促進や交流人口を増加させ、地域産業である漁業を振興させる。

また、風や波浪の影響を受けにくい奥駿河湾の穏やかな海や、日本で最北端に生息するエダミドリイシサンゴを活用して、西浦漁港区域内に地域資源活用起業支援施設(ダイビング施設)を整備することで、新たなダイビングスポットとしての魅力を積極的にPRし、都市住民との地域間交流を促進し地域の活性化を目指す。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名)(※2) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考 |
|------|------|-----------------------------|----------|----------|-------------------------|----|
| 沼津市 | 内浦地区 | 地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設) | 内浦漁業協同組合 | 有 | 法第5条第2項第2号ハ | |
| 沼津市 | 西浦地区 | 地域資源活用起業支援施設(地域資源活用起業支援施設) | 内浦漁業協同組合 | 有 | 法第5条第2項第2号ニ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|------|--------|----------|----|
| | | 該当なし | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|------|----------|--------|------|
| 沼津市 | 西浦地区 | 海岸環境整備事業 | 沼津市 | 海岸事業 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

| |
|------|
| 該当なし |
|------|

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

| | | |
|--|----------|--------|
| 内浦・西浦地区(静岡県沼津市) | 区域面積(※2) | 25.6ha |
| 区域設定の考え方(※3) | | |
| ①法第3条第1号関係： 沼津市は静岡県内における漁業生産量の約30%を占めており、県内でも有数の漁業が盛んな都市である。このような沼津市の漁業就労者数は579人で、内当該区域の漁業就労者数は117人となっており、全体の約20%の漁業者が集中した市内でも漁業が重要な産業となっている地域です。 | | |
| ②法第3条第2号関係： 当該区域は、人口の減少(H15からH20で6.0%減)や、漁業従事者の減少(H15からH20で11.0%減)が進行し、また高齢化や後継者不足が深刻である。地域産業従事者の定住促進と生活の安定を図るために、内浦・西浦地区には重要な地域資源である水産業や美しい海岸環境があるために、当地区の活性化を図るにはこれら地域資源を活用し、都市住民との地域間交流を行うことが有効であると考え。そのため、地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)及び、地域資源活用起業支援施設(タイピング施設)を整備し、地域の活性化を図る必要がある。 | | |
| ③法第3条第3号関係： 当該区域は漁業センサスの対象となる漁業集落である。 | | |

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|---|--------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別 | 市民農園施設 | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | | 種別(※3) | |
| 該当なし | | | | | | | | | | | | | |

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物 | | | | | | |
| 工作物 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|------|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1) | 該当なし | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2) | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) | 該当なし | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) | 該当なし | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5) | 該当なし | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) | 該当なし | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7) | 該当なし | |

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の交流人口の増加については、計画期間前客数との比較により検証する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。